

令和7年度 自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

令和7年4月1日改訂
令和7年7月15日一部改訂
一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、会員事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、当該機器を導入(中古品・リビルト品を除く)する際に導入費用の一部を助成することを定めるものとする。

(用語)

第2条 本要綱における装置等の定義は、次のとおりとする。

- (1)「自動点呼機器」とは、国土交通省認定の自動点呼機器をいう。
- (2)「導入費用」とは、周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス料金を含むものをいう。
※ただし、クーポン、ポイントで支払った額については、助成対象外とする。
- (3)「導入」とは、購入又はリース、レンタルによるものとする。
- (4)「事業の完了」とは、契約もしくは利用開始をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる装置は、会員が機器を新たに購入(中古品・リビルト品を除く)し、埼玉県内の認可営業所・認可車庫に導入することとする。※レンタル品を含む

2 対象期間は以下のとおりとする。

- ・導入期間は令和7年3月1日～令和8年2月末日とする。
- ・契約もしくは利用開始は令和7年3月1日～令和8年2月末日とし、令和8年3月4日までに実績報告書を提出する。(令和7年度分の台数として取り扱う。)
但し予算に達した場合は、その時点で終了とする。
- ・契約もしくは利用開始が令和8年3月1日～末日までの場合は令和8年4月3日までに実績報告書を提出する。(令和8年度以降も助成金が継続していた場合は、令和8年度分の台数として取り扱う。)
- ・契約もしくは利用開始が令和8年4月1日以降のものについては、助成の対象外とする。
※先払い等で上記期間に該当していない事例につきましては、ご相談ください。

3 機器導入後2年間は、使用の本拠を埼玉県内に置くものとする。

(助成の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表1による。

(助成対象数)

第5条 会員における助成対象数は、別表1による。

2 本年の助成数は、予算の範囲とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、別表2により申請書等を提出するものとする。

2 申請書提出の際には、協会で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員より申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合に以下のとおりにより助成金を交付するものとする。

1 購入の場合には会員に交付する。

2 リースの場合には会員又はリース会社に交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は交付対象となった機器が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該機器に係る助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。また、すでに会員又はリース会社に交付されている場合には、協会は期限を決めて会員又はリース会社にその返還を求めることができる。

1 会員が、機器導入後2年以内に、機器を譲渡、売払、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供したとき。

但し、故障による交換、廃棄はその限りではない。

2 会員が、機器導入後2年以内に、装置の使用拠点を県外に移転したとき。

3 会員が、機器導入後2年以内に、協会を退会したとき。

4 会員が、会費を滞納したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱(改訂)新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(助成対象) 第3条 助成の対象となる装置は、会員が機器を新たに購入(中古品・リビルト品を除く)し、埼玉県内の認可営業所・認可車庫に導入することとする。※レンタル品を含む	(助成対象) 第3条 助成の対象となる装置は、会員が機器を新たに購入(中古品・リビルト品を除く)し、埼玉県内の認可営業所・認可車庫に導入することとする。※レンタル品を含む <u>但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u>